

## 第1章 はじめに

平成15年以降、刑法犯の認知件数が減少の一途をたどっている状況の中で、特殊詐欺は、同年頃に急増し、それ以降長く社会問題となっている。政府としても、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）の下、その対策に当たっているところであるが、近年も、特殊詐欺の認知件数は毎年1万件を超える水準で推移し、年間数百億円規模の金が犯罪者の手に渡っており、引き続き撲滅に向けた対策が必要である。特殊詐欺の防止や詐欺事犯者の再犯防止に向けた有効な対策を検討するには、その前提として、特殊詐欺事犯者の特性を十分に把握する必要があるものの、手口、動機、背景事情等が多種多様である特殊詐欺事犯者について、その実態や特性を明らかにする統計資料等は、十分にあるとは言えない。そこで、特殊詐欺事犯の実態や特殊詐欺事犯者の特徴等を明らかにするとともに、特殊詐欺を行った者の実態、特性、処分後の成り行き等を明らかにし、特殊詐欺の撲滅に向けた対策や、効果的な再犯防止対策の在り方の検討に資する資料を提供することが必要かつ有益である。

そこで、本研究では、これまで法務総合研究所が実施してきた二つの調査研究を基にして、特に特殊詐欺事犯者に焦点を当てて、調査研究の結果を分析し、特殊詐欺事犯の動向、特殊詐欺事犯者の処遇やその再犯防止に向けた取組の現状とともに、特殊詐欺事犯者の特徴等について紹介し、その再犯防止対策の前提となる実態把握に資する基礎資料を提供することとした。

本報告書の構成は、次のとおりである。

第2章では、各種統計等の資料に基づき、特殊詐欺事犯をめぐる情勢を概観する。特殊詐欺事犯の被害者のほか、特殊詐欺撲滅のための取組及び再犯防止に向けた取組についても、ここで取り上げる。

第3章では、法務総合研究所が行った詐欺事犯者に関する調査の結果を再分析し、特殊詐欺事犯者の特徴等について明らかとなった事項について紹介する。

第4章では、法務総合研究所が科学警察研究所と共同して行った詐欺又は窃盗による初受刑者に対する質問紙調査の結果を分析し、特殊詐欺事犯者の特徴等について明らかになった事項について紹介する。

第5章では、特殊詐欺事犯をめぐる現状と課題を総括するとともに、本研究で明らかになった特殊詐欺事犯者の特徴等をまとめ、その特性に応じた再犯防止策などについて検討する。

なお、本報告書では、特に断らない限り、「詐欺」には、刑法246条に規定される罪のほか、

同法246条の2に規定される電子計算機使用詐欺罪及び同法248条に規定される準詐欺罪が含まれる。また、本報告書における「特殊詐欺」については、その定義上（第2章第1節参照）、各種統計では、「詐欺」ではなく、「恐喝」又は「窃盗」として計上されるものが含まれ得る。したがって、「特殊詐欺」で検挙された者の中には、「詐欺」としては計上されていない者が含まれ得る（例えば、特殊詐欺の類型のうち、近年相当数の認知・検挙件数があるキャッシュカード詐欺盗については、各種統計では「窃盗」として計上され得る）ことに留意する必要がある。